

綾部市告示第 号

綾部市医師U I ターン開業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市医師U I ターン開業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が安心して医療を受けることができる体制の安定及び充実を図るため、市内での新規開業、事業承継又は医師増員に取り組む医師等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師をいう。
- (2) 医師等 医師及び医療法人その他診療所を開設することができる法人をいう。
- (3) 医療法人 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人（医師が常時勤務する診療所を開設する法人に限る。）をいう。
- (4) 診療所 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（病院を運営する法人が開設する診療所及び歯科診療所を除き、公衆又は不特定多数の者のために医業を行う場所に限る。）をいう。
- (5) 構築物 土地に定着する土木設備又は工作物をいう。ただし、建物を除く。
- (6) 医療機器等 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器その他診療に必要な器具、備品、システム等をいう。
- (7) 事業承継 既存診療所の経営者から、後継者として経営を引き継ぐことをいう。ただし、同一法人内における管理者のみの変更を除く。
- (8) 処分制限財産 本補助金によって取得し、又は効用が増加した財産をいう。

(補助対象診療所)

第 3 条 補助金の交付の対象となる診療所（以下「補助対象診療所」という。）は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であること。
- (2) 市内に所在し、又は所在する予定である民間の診療所であること。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げ

る事業をいう。

(1) 新規開業・事業承継補助事業

(2) 施設整備補助事業

2 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び交付要件は別表第1に、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る契約その他の行為（以下「着手」という。）をする前に、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請する補助区分が複数にわたる場合で、市長が特に認めるときは、別表第2の補助区分ごとの着手前にそれぞれ申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に定める開業奨励金（以下「開業奨励金」という。）の交付の申請は、固定資産税の課税が確定した年度の6月30日まで（特別の事情がある場合には、市長が定める期間）に行うものとし、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金開業奨励金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた後に補助対象事業に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（変更等の申請等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、第5条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更については、速やかに綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金軽微変更届（様式第5号）を市長に提出することをもって足りるものとする。

(1) 開設予定日の変更であって、その変更が3か月以内のもの

(2) その他市長が軽微と認める変更

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、開業奨励金にあつては、この限りでない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で補助金の額を確定（開業奨励金にあっては、第6条の規定による交付決定により補助金の額を確定）し、綾部市医師UIターン開業支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知して補助金を交付するものとする。

2 補助金は、精算払いにより交付するものとする。

3 補助事業者は、第1項の通知書を受け取った日から起算して30日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない見込みとなった場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその原因及び措置を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、開設予定日から6か月以上診療所の業務を開始しないとき。

(3) 補助対象事業の完了後、補助対象診療所の開業から10年以内に、別表第1に規定する交付の要件を欠くに至ったとき。

(4) 交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反し、又はこの要綱その他関係規定に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、処分制限財産について、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して10年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）に相当する期間のいずれか短い期間において、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分制限財産を補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して10年間又は法定耐用年数に相当する期間のいずれか短い期間において、市長の承認を得ずに処分してはならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにする書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の補助金確定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、処分制限財産がある場合は、当該財産の処分完了日又は補助対象事業の補助金確定日から起算して10年を経過した日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況の報告又は書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月6日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

（１）新規開業・事業承継補助事業

補助対象者	次のいずれかに該当する医師等とする。 （１）新規の補助対象診療所を開設する医師等 （２）既存の補助対象診療所の事業承継を受ける医師等
交付要件	次に掲げる要件全てに該当する者とする。 （１）市内で診療所を 10 年以上継続して開業する見込みがあること。 （２）市内の学校等の校医その他市が実施する保健事業に協力すること。 （３）医師免許を有すること。 （４）綾部医師会に加入すること。 （５）保険医療機関として診療を継続する見込みがあること。 （６）申請時において市税を滞納していないこと。 （７）過去にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。 （８）綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者又はこれらを役員に含む法人でないこと。

（２）施設整備補助事業

補助対象者	申請時において、既に補助対象診療所で診療を行っており、当該診療所において、常勤医師の増員を伴う建物の増改築又は構築物若しくは医療機器等の取得を行う医師等
交付要件	（１）新規開業・事業承継補助事業の表交付要件の項（１）から（８）までの要件及び次に掲げる要件全てに該当する者とする。 （１）増員する常勤医師が医師免許を有すること。 （２）増員後の常勤医師数が増員前の常勤医師数を上回ること。 （３）増員する常勤医師が当該診療所において、原則として週 4 日以上勤務する見込みがあること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業区分	補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
新規開業・事業承継補助事業	取得費補助	土地、建物、構築物若しくは医療機器等の取得又は建物の増改築に要する経費の合計額	1 / 2	1,000 万円

	賃借料補助	土地、建物又は医療機器等の賃借に要する経費の合計額	1 / 2	10万円／月 (最大3年間)
	開業奨励金	新たに取得した土地、建物、構築物若しくは医療機器等又は増築した建物に係る次に掲げる固定資産税相当額の合計額 (1) 土地若しくは建物の新規購入又は建物の新築の場合 当該取得財産に係る固定資産税相当額 (2) 建物の増築の場合 増築後の増築部分に係る固定資産税相当額 (3) 構築物又は医療機器等の取得の場合 当該取得した償却資産に係る固定資産税相当額	10 / 10	75万円／年 (最大3年間)
	開業コンサルティング料補助	新規開業に係る開業支援業務に要する経費	10 / 10	50万円
施設整備補助事業	増改築等補助	既存診療所における常勤医師の増員を伴う建物の増改築又は構築物若しくは医療機器等の取得に要する経費の合計額	1 / 2	500万円

備考

1 次に掲げるものは、補助対象経費とすることができない。

(1) 同様の経費を対象とする国、京都府その他の団体の補助金等の交付の対象とな

る経費

(2) 消費税及び地方消費税相当額

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 賃借料補助及び開業奨励金については、年度毎に申請することができる。
- 4 新規開業・事業承継補助事業に係る補助金と施設整備補助事業に係る補助金を重複して交付を受けることはできない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付申請書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 診療所情報

診療所名称（予定）	
診療科目	
所在地（開設予定地）	
補助対象事業	☐ 新規開業・事業承継補助事業 ☐ 施設整備補助事業

新規開業・事業承継補助事業の場合のみ記入してください。

申請する補助区分 （該当全てに☑）	☐ 取得費補助（工事） ☐ 取得費補助（購入） ☐ 賃借料補助 ☐ 開業奨励金 ☐ 開業コンサルティング料補助
開設・承継日（予定）	年 月 日

施設整備補助事業の場合のみ記入してください。

申請する補助区分 （該当全てに☑）	☐ 増改築等補助（工事） ☐ 増改築等補助（購入）
----------------------	---

別紙 1

1 補助対象経費明細（新規開業・事業承継補助事業）

（１）取得費補助（上限１，０００万円）

工事をする場合（新築・増改築）

工 事 の 内 容	
工 事 面 積 等	m ²
施 工 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象経費見込額	① 円

工事をしない場合（土地・建物・構築物・医療機器等の取得）

区 分	補 助 対 象 経 費 見 込 額
土 地 取 得 費	円
建 物 取 得 費	円
構 築 物 取 得 費	円
医 療 機 器 等 取 得 費	円
合 計 額	② 円

取得費申請予定額（（①＋②）×１／２）	③ 円
---------------------	-----

（２）賃借料補助（上限１０万円／月・最大３年間）

項 目	内 容	金 額
賃借物件の所在地		
賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
月額賃借料（土地）	円 × か月	円
月額賃借料（建物）	円 × か月	円
月額リース料 （医療機器等）	円 × か月	円
申 請 期 間 （該当する年に☑）	☐ １年目（ 年 月～ 年 月） ☐ ２年目（ 年 月～ 年 月） ☐ ３年目（ 年 月～ 年 月）	
賃借料申請予定額（月額×月数×１／２）		④ 円

(3) 開業コンサルティング料補助 (上限50万円)

委 託 先 名	
委託内容 (業務概要)	
委託期間 (予定)	年 月 日～ 年 月 日
開業コンサルティング料 申請予定額	⑤ 円

2 補助対象経費明細 (施設整備補助事業)

増改築等補助 (上限500万円)

工事をする場合 (増改築)

工 事 の 内 容	
工 事 面 積 等	m ²
施 工 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象経費見込額	① 円

工事をしない場合 (構築物・医療機器等の取得)

区 分	補 助 対 象 経 費 見 込 額
構 築 物 取 得 費	円
医 療 機 器 等 取 得 費	円
合 計 額	② 円

増改築等申請予定額 ((①+②) × 1 / 2)	⑥ 円
-----------------------------	-----

3 補助金申請予定合計額

取 得 費	③ 円
賃 借 料	④ 円
開業コンサルティング料	⑤ 円
増 改 築 等	⑥ 円
補助金申請予定合計額	円

4 添付書類

- (1) 医師免許の写し及び経歴書（申請者全員分）
- (2) 事業スケジュールが確認できる書類
- (3) 資金計画書及び資金の状況が確認できる書類の写し
- (4) 納税証明書（個人市民税又は法人市民税）
- (5) 定款及び登記事項証明書（医療法人の場合に限る。）
- (6) 取得及び利用形態に応じた次に掲げる書類
 - ア 工事（新築・増改築）の場合 設計図書（配置図、平面図、立面図等）及び工事見積書の写し
 - イ 土地及び建物の購入の場合 購入予定額が確認できる書類（査定書、見積書等）及び登記事項証明書
 - ウ 医療機器等の購入の場合 購入予定額が確認できる書類（査定書、見積書等）
 - エ 賃借の場合 賃借条件（賃料、所在地、面積等）が確認できる書類
 - オ 事業承継の場合 事業承継の意向が確認できる書類（覚書、意向確認書等）及び前代表者の診療所開設届の写し
 - カ コンサルティングの場合 契約条件（金額、内容、期間等）が確認できる書類
- (7) 施設整備補助事業・増改築等補助金を申請する場合は、増員する常勤医師の医師免許の写し、経歴書及び雇用契約書又は勤務予定が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

誓約書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金の交付条件について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 市内で診療所を 10 年以上継続して運営します。
- 2 市内の学校等の校医その他市が実施する保健事業に継続して協力します。
- 3 綾部医師会に加入します。
- 4 補助金で取得した財産を市長の承認なく処分しません。
- 5 事業内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 6 不正受給の場合は、補助金の全額又は一部を返還します。
- 7 関係書類を所定の期間保管します。
- 8 綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者又はこれらを役員に含む法人ではありません。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人の場合は、代表者氏名）

印

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金開業奨励金交付申請書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

※建物を新築した場合は、建物完成後の翌年度以降に課税が確定することに留意します。

記

診療所名称・所在地	
当初交付決定通知書 番 号 ・ 日 付	
申 請 年 次	☐ 1 年目（課税年度： 年度） ☐ 2 年目 ☐ 3 年目 ☐ その他
取 得 財 産 の 区 分	☐ 土地（新規購入） ☐ 建物（新規購入・新築・増築） ☐ 構築物（償却資産） ☐ 医療機器等（償却資産）

固定資産税相当額の明細（新たに取得・増築した財産に係る分のみ記載（既存部分は除く。））

項 目	内 容	金 額
土地の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
建物の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
増築分の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
構築物（償却資産）の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
医療機器等（償却資産）の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
開業奨励金申請合計額（上限 7 5 万円／年）		円

【添付書類】

- （1）固定資産税課税明細書の写し（当該年度分）
- （2）増築の場合は、工事請負契約書（増築費・建物全体取得価額が確認できるもの）
- （3）その他市長が必要と認めるもの

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 変更区分 ☐ 申請額の変更

変更前申請額	円
交付決定額	円
変更後申請額	円

☐ 開設予定日変更

変更前開設予定日	年	月	日
変更後開設予定日	年	月	日

☐ その他

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類

- （１）変更内容がわかる書類
- （２）その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金軽微変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

1 変更区分

☐ 開設予定日変更（3 か月以内）

変更前開設予定日 年 月 日

変更後開設予定日 年 月 日

☐ その他

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類

（1）変更内容がわかる書類

（2）その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 診療所情報

診療所名称・所在地	
事業完了年月日	年 月 日

3 補助対象経費実績明細（新規開業・事業承継補助事業）

（1）取得費補助

項目（実績）	内 容	金 額
土地取得費		円
建物取得費		円
建築工事費	工期（実績）： 年 月～ 年 月	円
構築物取得費		円
医療機器等取得費		円
取得費合計額（実績額×1／2）		① 円

(2) 賃借料補助

※賃借料補助は、年度ごとに精算します。当該年度（4月～翌年3月）の賃借期間に対応する賃借料を記載してください。

申請年次	☐ 1年目（ 年度分） ☐ 2年目（ 年度分） ☐ 3年目（ 年度分） ☐ 年目（ 年度分）
賃借物件の所在地	
賃借期間（当該年度分）	年 月～ 年 月（ か月分）
月額賃借料（土地）	円 × か月 = 円
月額賃借料（建物）	円 × か月 = 円
月額リース料（医療機器等）	円 × か月 = 円
賃借料合計額（当該年度分） （月額×申請月数×1／2）	② 円

(3) 開業コンサルティング料補助

項目（実績）	内 容	金 額
開業コンサルティング料		③ 円

4 補助対象経費実績明細（施設整備補助事業（増改築等補助））

項目（実績）	内 容	金 額
建築工事費	工期（実績）： 年 月～ 年 月	円
構築物取得費		円
医療機器等取得費		円
増改築等合計額（実績額×1／2）		④ 円

5 補助金実績申請額

取 得 費	①	円
賃 借 料	②	円
開業コンサルティング料	③	円
増 改 築 等	④	円
補助金実績申請合計額		円

6 添付書類

- (1) 医療法に基づく開設届及び申請書の写し（新規開設の場合）
- (2) 工事請負契約書及び領収書の写し（建築・増改築の場合）
- (3) 土地・建物の登記簿謄本の写し（購入・取得の場合）
- (4) 構築物・医療機器等を購入した領収書の写し（構築物・医療機器等取得の場合）
- (5) 当該年度有効な賃貸借契約書及び当該年度分の賃借料の支払を確認できる書類（賃借料の場合）
- (6) 保険医療機関として診療を継続していることが確認できる書類（保険医療機関指定通知書等）（賃借料の場合）
- (7) コンサルティング契約書及び支払を確認できる書類（開業コンサルティング料の場合）
- (8) その他完了を証する書類
- (9) その他市長が必要と認めるもの

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請又は実績報告のありました綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金につきましては、下記のとおり確定しましたので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助事業者氏名・名称	
診療所名称・所在地	
補助金交付確定額	円
補助金交付確定額 （内 訳）	①取得費補助 円 ②賃借料補助 円 ③開業奨励金 円 ④開業コンサルティング料補助 円 ⑤増改築等補助 円
その他（条件等）	